

令和2年3月23日
電力・ガス取引監視等委員会

電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の 変更認可に関する意見聴取について意見を回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会において、経済産業大臣から見解を求められた電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更認可について審査を行い、当委員会として当該認可を行うことに異論がない旨を経済産業大臣に回答しました。

1. 概要

令和2年3月2日付けで電力広域的運営推進機関より経済産業大臣に対して業務規程及び送配電等業務指針の変更認可申請があり、同月12日付けで経済産業大臣から当委員会宛に意見の求めがありました。

本日の電力・ガス取引監視等委員会において、変更認可申請のあった業務規程及び送配電等業務指針について審査を行った結果、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(平成12・05・29資第16号)に照らして特段の問題はないと判断されたため、当委員会として、当該認可を行うことに異論がない旨を経済産業大臣へ回答しました。

2. 添付資料

業務規程の変更認可について(回答)

送配電等業務指針の変更認可について(回答)

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

ネットワーク事業監視課長 田中

担当者:宮里、三浦、竹原

電話:03-3501-1511(内線 4371)

03-3501-1585(直通)